

経済産業大臣許可 (互)第2002号



(株) あいあーる 約款

(平成28年10月1日より適用)

この印刷物は一般社団法人日本冠婚葬祭互助協会の監修済みです。

(監修日 平成28年8月2日 監修番号 2-03549)

平成28年10月(第1版)

加入を希望される方は、この約款の内容をよく読んでお申し込みください。

加入を希望される方は、この約款の内容を良く読んでお申し込みください。

(株)あいあーる(以下「あいあーる」という)と、互助会加入者(以下「加入者」という)とは、下記に定めるところにより、あいあーるメンバーズシステム利用契約(以下「契約」という)を締結します。

第1条(契約の目的)

この契約は、加入者が将来行う冠婚葬祭及び第三役務に備え、所定の月掛金を前払いで支払うことにより、加入者は、冠婚葬祭及び第三役務に係る役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、あいあーるは、加入者の請求により、冠婚葬祭及び第三役務に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを目的とします。

なお、この契約は、冠婚葬祭及び第三役務に係る役務サービス等の提供を目的としたものであり、銀行等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。

第2条(目的の範囲)

目的の範囲を、次のとおりとします。

- (1) 婚礼(結婚披露を含む)のための施設の提供、衣裳の貸与その他のサービスの提供及びこれに付随する物品の給付並びにその取次ぎ。
- (2) 葬儀のための施設の提供、祭壇の貸与その他のサービスの提供及びこれに付随する物品の給付並びにその取次ぎ。
- (3) 上記(1)、(2)の冠婚葬祭に付随する通過儀式(七五三、成人式、法事等)に係る役務サービス等の提供(第三役務)及びその取次ぎ。

第3条(加入の申込み)

1 あいあーるに加入されたい方は、あいあーるの定めるところにより申込書に必要事項を記入し、記名、押印の上、一回以上の月掛金に相当する予約金を添えてお申し込みになれば加入できます。

ご加入に先立ち、あいあーるは、約款を説明してお渡します。

加入者と支払者が異なる場合は、あいあーるメンバーズシステムに関する権利はすべて加入者に属するものとしたします。

2 第1項にかかわらず、加入の申込者又は代理若しくは媒介をする者(以下「加入者等」という)が、以下に掲げる反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人)に該当する場合は、加入できません。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)
- (2) 暴力団関係企業、暴力団準構成員
- (3) 総会屋等
- (4) 社会運動標ぼうゴロ
- (5) 政治活動標ぼうゴロ
- (6) 特殊知能暴力集団等
- (7) その他前号に準ずる団体又は個人

3 加入者等が第2項に掲げる反社会的勢力に該当する事実が認められた場合には、催告なく、この契約を解除します。

第4条(名義変更)

1 加入者の申出による名義変更

加入者の申出による名義変更(利用権、解約返戻金請求権を含む)については、あらかじめあいあーるの承諾を得て変更することができます。手続きの際には、加入者証及び加入者、譲受人双方の印鑑が必要です。

なお、この変更が加入者の意思によることを確認するため、加入者の本人確認書類が必要となる場合があります。

2 相続による名義変更

相続による名義変更については、加入者証及び相続人を確認するための書類(戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書及びその他相続人全員の同意書など)をご提出いただくとともに、相続発生の事実を確認するための書類(除籍謄本)をご提示いただくことにより可能です。

なお、相続人が解約を申し入れる場合も、(事前に)名義変更手続を行っていただく必要があります。

3 第1項及び第2項の場合、名義変更手数料として540円(消費税込)を申し受けます。

第5条(加入者証の発行)

あいあーは、第3条の加入申込書により所定の手続きを行い、速やかにあいあーの加入者であることを証する「加入者証」を加入者にお渡しします。

加入者証は、役務サービス等の提供を受ける際に必要ですので、それまで大切に保管してください。

なお、所定の手続き終了時において第3条の予約金は、月掛金に充当します。

第6条(加入者証の再発行)

加入者証を紛失されたときは、加入者からその旨の届出があれば再発行します。手続きには印鑑が必要です。この場合、旧加入者証は無効となります。

なお、再発行の手数料として1通につき540円(消費税込)を申し受けます。

第7条(住所変更等の届出)

1 加入者が、住所その他連絡先を変更された場合には、速やかにあいあーまで届出てください。なお、この届出を怠った場合には、あいあーが知った最終の住所又は居所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過したときに加入者に到達したものとみなします。

また、連絡先等が変更となり、あいあーに届出がない場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合もありますのでご注意ください。

2 契約金額を完納されている105歳以上の加入者が第1項に定める住所変更等の届出を怠ったためにあいあーからの連絡が不能となっている場合、あいあーより「契約失効予告通知書」を送付し、到達後60日経過後に契約を失効させる場合がありますのでご注意ください。

第8条(領収書の発行)

月掛金のお支払いの都度、あいあーは所定の領収書を発行します。但し、銀行振込又は郵便振替の場合には、その受領書を以て、また、銀行等口座振替の場合は、通帳への記載を以て領収書に代えさせていただきます。

第9条(契約金額、月掛金の額、支払方法等)

1 契約金額、月掛金の額、支払方法等は、次のとおりです。

コース	契約種目	口数	契約金額	月掛金の額	月掛金の回数及び期間	支払時期
12万円コース	あいりっしゅプラン	1口	120,000円	2,000円	60回 60ヶ月	自動振替 金融機関の 指定する日
		2口	240,000円	4,000円		
		3口	360,000円	6,000円		
2万円コース	あいるプランI	1口	20,000円	毎月 2,000円	10回 10ヶ月	

コース	契約種目	口数	契約金額	月掛金の額	月掛金の回数及び期間	支払時期
4万円コース	あいるプランII	1口	40,000円	毎月 2,000円	20回 20ヶ月	自動振替 金融機関の 指定する日
6万円コース	あいるプランIII	1口	60,000円		30回 30ヶ月	

但し、施行時に消費税相当額をお預かりします。消費税を含む支払総額は、下記のとおりとなります。

12万円コース/1口利用 129,600円 2口利用 259,200円
3口利用 388,800円

2万円コース/21,600円 4万円コース/43,200円

6万円コース/64,800円

2 金融機関が休日の場合は、翌日の振替となります。また、通常の加入者が預金不足等により入金遅延の場合は翌月に遅延分を含めて振替となります。

第10条(役務サービス等の内容)

契約金額に対し、あいあーが提供する役務サービス等の内容は、「別表①」のとおりとし、12万円コースを婚礼・葬儀で利用の場合、お客様の選択により最大3口360,000円までご利用いただけます。

第11条(役務サービス等の提供)

1 あいあーは、加入者がこの規約に基づく契約が成立した日から、180日を経過した日以降であれば、加入者との打合せによる取り決めた日にこの契約に従って、役務サービス等の提供をします。但し、契約成立の日から180日を経過していない場合でも、契約金額の10.8%(消費税込)に相当する早期利用費をお支払いいただければ、役務を提供いたします。

利用権は、加入者の承諾により、あらかじめ登録されている同居の家族内で利用(又は行使)できます。なお、登録された家族の利用に際しては、加入者からの請求が必要となります。

加入者が月掛金の完納前に、この契約により利用された場合の月掛金残金は、一括してお支払いいただけます。但し、第9条に従ってお支払いを継続される場合は連帯保証人を立てていただけます。

この契約により、利用された後の月掛金残金のお支払いが、通算して2回分滞納し、書面を以て催告してもなお20日以上お支払いがないときは、分割払いの権利がなくなり、あいあーの指定する期限までに月掛金残金を一括してお支払いいただけます。

2 加入者が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証をご提出いただけます。その際本人確認書類のご提示をいただく場合があります。

また、お亡くなりになった加入者のための葬儀にかかわる役務サービス等については、喪主又は喪主に準ずる方からの加入者証のご提出があった場合に提供します。

この場合、加入者からの請求を受けて役務サービス等の

提供を行ったものとみなします。

3 契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の給付ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。

4 婚礼・葬儀のコースを契約した方が第三役務のコースをご利用される場合又は第三役務のコースを契約した方が婚礼・葬儀のコースをご利用される場合は、次の方法により提供します。

(1) 第2条(1)(2)の役務サービス等に係る契約をされた加入者が、同条(3)に係る役務サービス等の利用を希望される場合は、ご利用される金額について別途補填していただくことによりご利用いただけます。この場合は、当初の契約に基づく役務サービス等の提供は引き続き受けられます。

(2) 第2条(3)の役務サービス等に係る契約をされた加入者であっても、ご利用される金額の不足分を別途お支払いいただくことにより、同条(1)(2)に係る役務サービス等を利用することができます。

第12条(契約以外の役務サービス等の提供及び費用の決定時期)

加入者が、都合により「加入されたコースの役務内容の対象となっていない役務サービス等の提供又はこの契約の対象となってもグレードの高い内容の役務サービス等の提供」又は「加入されたコースよりランクが上の役務サービス等の提供」を希望されることにより、契約金額以外に費用が発生する場合には、あいあーるはその費用の決定について、役務サービス等の提供に先立ちあらかじめ必要な内容を説明し、加入者に了解を得ることとします。

但し、その費用については、加入者にご負担していただきます。

第13条(月掛金終了後の取り扱い)

あいあーるは、加入者が月掛金の支払いを終了した場合には、書面により終了したことを通知します。

なお、月掛金の支払い終了後もこの契約に定める役務サービス等の提供を受けるまで、利用権は保存されます。

第14条(営業保証金等の前受金保全措置)

あいあーるは、割賦販売法により、毎年3月31日及び9月30日基準日までに加入者からお預かりした月掛金残高の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じる事が義務付けられており、次の機関と営業保証金の供託及び前受業務保証金の供託委託契約を締結し保全をしています。

営業保証金供託先

仙台法務局

仙台市青葉区春日町7-25

前受業務保証金供託委託契約受託者

互助会保証(株)

東京都港区虎ノ門5丁目13番1号 40MTビル

但し、上記の機関については、あいあーるの都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、当社の相談窓口にご直接お問い合わせください。

第15条(加入者の権利保護)

あいあーるが、割賦販売法第27条(前受金保全措置を講じなかったとき、契約締結の禁止命令を受けたとき、許可を取り消されたとき、営業を廃止したとき、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったとき、支払を停止したとき)に該当することとなった場合は、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会に設置された「互助会加入者施行支援機構」に加盟している他の互助会に移籍されて移籍先互助会の約款に従って役務サービス等の提供を受けることができます。又は、加入者が他の互助会に移籍されない場合には、月掛金残高について第14条による営業保証金及び前受業務保証金から弁済を受けることもできます。

第16条(移籍)

1 加入者が、あいあーるの営業地域外に転居された場合、その転居地を営業区域とする他の互助会が存在し、かつ、その互助会が移籍加入を引き受ける場合に限り、加入者の希望により(掛金の支払回数13回以上)移籍の手続きをします。

但し、移籍後は、移籍先互助会の約款に従っていただくこととなります。

なお、あいあーるが提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。

2 加入者保護のため、「互助会加入者施行支援機構」に加盟している他の互助会が、加入者が当初加入した互助会の契約上の権利・義務を承継し、役務サービス等の提供を行う場合があります。

この場合、移籍先互助会の約款に従っていただくこととなります。

なお、あいあーるが提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。

第17条(契約の解除)

1 加入者の都合により、((注)第19条に定める掛金休止届を提出せずに)月掛金の支払いを中断する場合は、中断してから5年を経過するとこの契約を解除することがあります。

(1) 中断をしてから5年を経過後、あいあーるが、20日以上の期間を定めてその支払いを書面で催告してもなお支払いが無いときは、当該期間満了日の翌日をもってこの契約を解除します。

(2) (1)により、契約を解除した場合、あいあーるは解約返戻金の振込口座を確認の上、月掛金残高から所定の手数料を差引いた第4項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、確認が取れた口座に契約解除の日から45日以内に振り込みます。口座の確認に際しご回答が無い等で、口座の確認が取れない場合には、解約返戻金はあいあーるにて預かります。

(3) 加入者の解約返戻金を請求する権利は、契約の解除から5年間請求がない場合には消滅します。

2 この契約は、加入者の申出により解約することができます。解約とは、契約期間中の契約解除をいい、解約の申出があった日とは、第3項の書類の提出があった日をいいます。

この場合あいあーるは、月掛金残高から所定の手数料を差引いた第4項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、解約申し出のあった日から45日以内に、原則として加入者本人の口座に振り込みます。

但し、第2条(1)(2)の役務サービス等に係る契約をされた加入者が同条(3)に係る役務サービス等をご利用された場合(コースとしての利用に限る)の解約返戻金は、当初の契約金額で算出した返戻金から、利用された役務サービス等の金額で算出された返戻金を差し引いた金額となります。

3 解約手続きは、ご本人確認のため、原則としてあいあーる本社で行います。

(1) 必要書類は、自署による解約申込書、加入者証、また原則として本人の印鑑(加入申込書に押印した印鑑)又は月掛金の引落口座の印鑑が必要です。

(2) 本人を確認させていただくため、原則として次の物のうち、いずれか一つが必要です。

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、パスポート等

(3) 加入者本人以外(ご家族・代理人)による解約の申し出及び取立委任については、確認のために委任状、加入者本人の印鑑証明書及び必要書類を提出していただく場合があります。

(4) 加入者本人の死亡に伴う相続人からの解約申し入れの場合は、第4条第2項により、事前に名義変更を行っていただく必要があります。

(5) 代理人等による解約申立てについては、加入者本人にその意思を確認させていただくことがあります。

4 解約返戻金は、下記の表の金額となります。

別表② 解約返戻金額表

		掛金回数				
		1回	2回	3回以降	60回(完納)	
あいりっしゅプラン 120,000円	1口	返戻金額	1,300円	3,160円	1,860円 加算	111,040円
	同時加入 同時解約	2口目 以降	返戻金額	1,960円	3,860円	1,900円 加算

		掛金回数				
		1回	2回	3回以降	10回(完納)	
あいる プランI 20,000円	1口	返戻金額	1,300円	3,160円	1,860円 加算	18,040円
	同時加入 同時解約	2口目 以降	返戻金額	1,960円	3,860円	1,900円 加算

		掛金回数				
		1回	2回	3回以降	20回(完納)	
あいる プランII 40,000円	1口	返戻金額	1,300円	3,160円	1,860円 加算	36,640円
	同時加入 同時解約	2口目 以降	返戻金額	1,960円	3,860円	1,900円 加算

		掛金回数				
		1回	2回	3回以降	30回(完納)	
あいる プランIII 60,000円	1口	返戻金額	1,300円	3,160円	1,860円 加算	55,240円
	同時加入 同時解約	2口目 以降	返戻金額	1,960円	3,860円	1,900円 加算

同時加入とは、同一契約種目を同一の契約者名義で同じ日に複数口加入することをいいます。また、同時解約とは、同時加入した契約の中で複数口を同じ日に解約することをいいます。

生活保護法に基づく生活保護を受けられることとなった場合の解約については、証明書が必要となります。この場合、月掛金残高全額を加入者本人の口座に振り込みます。

第18条(損害賠償の額)

加入者は、互助会事業の廃止等あいあーるの責に帰すべき事由により、契約の目的を達することができなくなったときは、この契約を解約することができます。

この場合、あいあーるは加入者の月掛金残高に法定利率を乗じた金額を加え、遅滞なく加入者に金銭でお支払いします。

第19条(保留の取り扱い)

1 あいあーるが別途定める保留規定所定の条件を満たした加入者については、当該加入者の都合によりやむをえず月掛金の支払いを中断した後も、契約の効力を継続(保留)させることができます。

この保留扱いを希望する場合は、掛金休止届を所定の支

払期日から4ヶ月以内にご提出ください。

2 保留の解除は、加入者からの申し出により、支払を再開した月からとなります。

第20条(営業地域)

あいあーるが役務サービス等の提供を行う地域は、仙台市、多賀城市、塩釜市、七ヶ浜町、利府町、富谷町、大和町、大崎市三本木、大衡村、色麻町、大郷町、松島町、川崎町、亶理町、名取市、岩沼市の地域とします。

第21条(お問い合わせのご相談窓口)

この契約についてのお問い合わせ等は、次の場所で行っています。

(株)あいあーる 相談室

仙台市青葉区錦町1-6-34
☎022-227-3336

相談日…月曜日から金曜日(ただし、祝祭日を除く)

また、下記のとおり一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会に消費者相談センターが設けられておりますので、お気軽にご相談ください。

一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 消費者相談センター

(住所)東京都港区新橋1丁目18番16号
日本生命新橋ビル9階

☎0120-034-820

第22条(個人情報の取得、利用に関する事)

当社は、本約款に基づく互助会契約に係る施行、月掛金の受領・管理、宣伝印刷物及び契約内容に関するご案内の送付等、営業案内、冠婚及び葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報(加入者の氏名・住所・第2住所・契約番号・契約コース名・金融機関振替口座・加入者の月掛金残高・年齢・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等)をあらかじめ文書により加入者の同意(確認書)を得て取得、利用します。

また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定を行います。

第23条(第三者提供に関する事)

1 当社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。但し、次の場合は除きます。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次の場合において、個人情報の提供を受ける者は、個人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。

- (1) 業務委託に伴う個人情報の委託(第22条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る)
- (2) 合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供(合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る)
- (3) 個人情報を共同利用する場合(共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る)

第24条(宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関する事)

加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申出をすることができます。

停止の申出は、第26条に記載の(個人情報に関するお問い合わせ)先までご連絡ください。

第25条(個人情報の開示・訂正・削除に関する事)

加入者は、当社に対して加入者自身の個人情報を開示するよう請求ができ、開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

開示・訂正・削除等の申出は、第26条に記載の(個人情報に関するお問い合わせ)先までご連絡ください。

第26条(個人情報に関するお問い合わせ)

宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の加入者の個人情報に関するお問い合わせは、下記の当社、情報安全管理責任者までお願いします。

(株)あいあーる (情報安全管理責任者)
〒980-0012 仙台市青葉区錦町1-6-34
☎022-227-3336

監修日:平成28年8月2日

監修番号:2-03549

適用日:平成28年10月1日

別表① 役務内容

婚礼

大聖堂挙式の場合

項 目		あいりっしゅプラン		
		1口(12万)	2口(24万)	3口(36万)
1	大聖堂挙式	挙式料 オルガニスト含む		
2	レンタル衣装	ドレス、タキシード		
3	着 付	○		
4	ヘアメイク	○		
5	お引上げ	○		
6	アテンダー	○		
7	料 理	—	10名様分	15名様分
8	ドリンク	—	10名様分	15名様分
9	会場装花	—	—	○
10	テーブル コーディネート	—	10名様分	15名様分
特 典		家族貸衣装30%OFF 留袖、モーニング	家族貸衣装30%OFF 留袖、モーニング	家族貸衣装無料 留袖、モーニング
		—	写真 六切り1ポーズ 2枚組	写真 六切り2ポーズ 4枚組
		—	会 場 費	

神前挙式の場合

項 目		あいりっしゅプラン		
		1口(12万)	2口(24万)	3口(36万)
1	神前挙式	神前挙式料		
2	レンタル衣装	打掛、紋付		
3	着 付	○		
4	ヘアメイク(かつら含む)	○		
5	お引上げ	○		
6	アテンダー	○		
7	料 理	—	10名様分	15名様分
8	ドリンク	—	10名様分	15名様分
9	会場装花	—	—	○
10	テーブル コーディネート	—	10名様分	15名様分
特 典		家族貸衣装30%OFF 留袖、モーニング	家族貸衣装30%OFF 留袖、モーニング	家族貸衣装無料 留袖、モーニング
		—	写真 六切り1ポーズ 2枚組	写真 六切り2ポーズ 4枚組
		—	会 場 費	

葬儀

項 目		あいりっしゅプラン		
		1口(12万)	2口(24万)	3口(36万)
1	祭壇	○ (密葬祭壇)	○ (家族葬祭壇)	○ (小ホール祭壇)
2	後飾祭壇	—	—	○
3	祭壇用生花	—	○ (花瓶生花一对)	○ (生花アレンジ一对)
4	寝棺 (桐平棺Mサイズ)	○	○	○
5	棺用布団 (故人様用布団)	○	○	○
6	仏衣	○	○	○
7	納棺用品 (顔あて、数珠、杖、草鞋)	○	○	○
8	遺体保護 (1日分)	○	○	○
9	納棺の儀	—	—	○
10	遺影写真 (四つ切写真、額リボン付) ※ 着せ替え加工承ります	—	○ (モノクロ)	○ (カラー)
11	白木位牌 (本位牌、野位牌)	○	○	○
12	骨箱 (骨箱、骨覆、骨袋)	○	○	○
13	生花 (枕花一对)	○	○	○
14	生花 (火葬場用生花一对)	○	○	○
15	供物 (祭壇用供物一对)	○	○	○
16	供物 (火葬場用供物一对)	○	○	○
17	焼香用品 (線香、ローソク、小天香、抹香、香炭、火葬場用焼香セット、枕飾りセット)	○	○	○
18	書類記帳セット (受付記帳類、受付事務用品、法事案内状)	—	○	○
19	会場表記類 (式場看板、会場内表記類一式、矢印案内看板)	—	○	○
20	寝台車	○ (10kmまで)	○ (10kmまで)	○ (40kmまで)
21	霊柩車	○ (ワゴン型10kmまで)	○ (ワゴン型40kmまで)	○ (洋型10kmまで)
22	司会進行 (通夜司会、葬儀司会)	—	○	○
23	奉仕代行① (死亡届提出、埋火葬手続き)	○	○	○
24	奉仕代行② (火葬場お手伝い)	○	○	○
25	寝具一式	—	○	○
会員 特典	会館使用料	密葬会場	家族葬会場	小ホール会場

※上記は仏式にて記載してありますが、神式、キリスト教式等のそれぞれの宗旨に応じた設営及び準備をさせていただきます。

※営業区域外の寝台搬送についてはご相談下さい。

第三役務

あいるプランⅠ 20,000円コース

あいるプランⅡ 40,000円コース

あいるプランⅢ 60,000円コース

○印は全てご利用できますが、一印又は下記以外については別途負担となります。

慶事利用

お宮参り・お食い初め・誕生祝い・七五三祝い・入園入学祝い・卒園卒業祝い・成人祝い・結納・結婚記念・長寿祝い 等

慶事衣裳

コース内容	20,000円コース	40,000円コース	60,000円コース
衣裳	4万円まで利用可	6万円まで利用可	8万円まで利用可

慶事写真

コース内容	20,000円コース	40,000円コース	60,000円コース
写真	3ポーズ	3ポーズ+焼き増し	3ポーズ+焼き増し+アルバム仕上げ

慶事祝宴

コース内容	40,000円コース	60,000円コース
お料理	2万円まで利用可	3万円まで利用可
衣裳・貸衣裳	2万円まで利用可	3万円まで利用可
会場使用料	○	○
写真	1ポーズ	1ポーズ

お宮参り

コース内容	20,000円コース
衣裳	初着
写真	2ポーズ

七五三（三歳・五歳）

コース内容	20,000円コース
衣裳	○
着付	○
ヘアメイク	○
写真	1ポーズ

第三役務

あいるプランⅠ 20,000円コース	あいるプランⅡ 40,000円コース	あいるプランⅢ 60,000円コース
--------------------	--------------------	--------------------

七五三・ハーフ成人式

コース内容	40,000円コース	60,000円コース
衣裳	○	○
着付	○	○
ヘアメイク	○	○
写真	2ポーズ	3ポーズ

※40,000円コースの七五三の場合、三歳・五歳はランクアップ衣裳となります。
 ※60,000円コースの七五三の場合、三歳・五歳は和装・洋装計2点(ランクアップ衣裳含む)、七歳はランクアップ衣裳となります。

成人式(男性)・卒業式

コース内容	40,000円コース
衣裳	紋付・袴
着付	○
ヘアメイク	○
写真	1ポーズ

成人式(女性)

コース内容	60,000円コース
衣裳	振袖
着付	○
ヘアメイク	○
写真	1ポーズ

結婚記念写真

コース内容	60,000円コース
衣裳	新郎・新婦各1点
小物一式	○
着付	○
ヘアメイク	○
お引上げ	○
ブーケ	○
写真	1ポーズ

回忌法要

コース内容	40,000円コース	60,000円コース
会場使用料	○	○
祭壇	○	○
焼香一式	○	○
法事料理	2万円まで利用可	3万円まで利用可
仏花	—	○

※回忌法要でのご利用は、法要・会食ともに当社指定会館をご利用頂く方が対象となります。
 ※慶事衣裳・慶事祝宴はパレスへいあんでご利用頂けます。
 ※慶事写真・お宮参り・七五三・ハーフ成人式・成人式・結婚記念写真は、パレスへいあん又はフォーブラスでご利用頂けます。
 ※メイクは女性のみとさせていただきます。

Order Bridal パレスへいあん

仙台市青葉区本町1-2-2 TEL 022-265-5111(代)

PHOTO STUDIO FOUR PLUS フォトスタジオ フォープラス

仙台市青葉区国分町2-13-21 定禅寺アップルスクエア3F TEL 022-399-9360

平安祭典

仙台市青葉区郷六字館19 TEL 022-226-1122(代)

仏壇・仏具・墓石 平安サプライ

仙台市青葉区郷六字館19 TEL 022-226-2822

あいあーる 葬祭会館 セレモニール仙合

仙台市青葉区郷六字館22-1 TEL 022-226-2220

あいあーる 葬祭会館 セレモニール太白

仙台市太白区大野田4-1-4 TEL 022-304-0355

あいあーる 葬祭会館 セレモニール小田原

仙台市宮城野区小田原1-7-5 TEL 022-292-3811

あいあーる 葬祭会館 セレモニール八木山

仙台市太白区八木山本町1-37 TEL 022-398-8541

あいあーる 葬祭会館 セレモニール宮城野

仙台市宮城野区宮千代1-16-10 TEL 022-782-2220

あいあーる 葬祭会館 セレモニール南光台

仙台市泉区南光台南3-1-7 TEL 022-388-3515

あいあーる 葬祭会館 セレモニール霞目

仙台市若林区遠見塚東8-15 TEL 022-781-0751

あいあーる 葬祭会館 セレモニール泉

仙台市泉区泉中央3-7-2 TEL 022-375-1333

相互提携によりさらにご利用しやすくなりました

提携葬祭会館



宮城県黒川郡富谷町富谷字一枚沖71番地

提携葬祭会館



〈塩釜本社〉宮城県塩釜市袖野田町24-2
〈仙台本社〉宮城県仙台市青葉区五橋2-8-14

セレモニア^{けやき}五橋櫻会館
仙台市青葉区五橋2-8-14

セレモニア^{つばき}南光台椿会館
仙台市泉区南光台南1-3-1

セレモニア^{あずさ}長命ヶ丘梓会館
仙台市泉区長命ヶ丘3-30-15

セレモニア^{かえで}岩切利府楓会館
仙台市宮城野区岩切分台3-14-1

セレモニア^{さくら}高砂桜会館
仙台市宮城野区福室4-18-2

セレモニア^{たちばな}多賀城橋会館
多賀城市町前2-3-16

セレモニア^{たちばな}多賀城橋別館
多賀城市町前2-3-16 本館となり

セレモニア^{くすのき}塩釜ごんきや会館
塩釜市旭町9-2

セレモニア^{くすのき}塩釜楠会館
塩釜市南町7-32

セレモニア^{ひいらぎ}松島柊会館
松島町松島字普賢堂44-1

万が一の
場合は

年中無休

24時間受付

TEL.0120-000-761

葬祭会館

セレモニール

<クーリング・オフについて>

1. 訪問販売で互助会の加入申込みをされた場合、又は契約をされた場合本書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書など）により無条件で加入申込みの撤回又は契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という）ができ、その効力は当該書面をあいあーの「お問い合わせのご相談窓口」（第21条参照）あてに発信した日（郵便消印日付など）から発生します。
なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。
2. クーリング・オフを行った場合は、
 - (1) クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - (2) すでに予約金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。
この場合返還に要する費用はあいあーが負担します。
 - (3) 互助会契約に基づきすでに役務サービス等の提供を受けた場合当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。
3. ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合特定商取引に関する法律第26条第3項第2号（特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号）によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承ください。
4. 上記のクーリング・オフの行使を妨げるためにあいあーが不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、あいあーから交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは書面によりクーリング・オフを行うことができます。

消費税についての取り扱い

この契約約款に係る消費税は、8%で表示しています。

(1) 消費税は、役務を利用された時（施行時）にお預かりします。

(2) 手数料、早期利用費等が発生した場合は、その発生時の消費税率でお預かりします。

なお、消費税率の変更など本取り扱いと法令とが異なることとなった場合には、法令が本取り扱いに優先して適用されますのでご了承ください。



あいあーる